

七ツ釜地区自然公園等施設整備事業工事(柵工) 特記仕様書

第1章 総則

第1項 本特記仕様書は、七ツ釜地区自然公園等施設整備事業工事(柵工)に適用する。

第2項 本工事は設計図書及び本特記仕様書による外、次に掲げるもの(以下「共通仕様書等」という)により実施するものとする。

1. 土木工事等共通仕様書
2. 土木請負工事必携
3. 土木工事施工管理の手引き

※土木工事等共通仕様書等は、佐賀県 県土整備部、農林水産部及び地域交流部において定めたものをいう。

※土木工事等共通仕様書等及び別添特記仕様書中の図書等については、本工事契約時点での最新版を使用すること。

第2章 施工条件

第1項 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、甲乙協議し、契約変更の対象とする。

- 1) 工程関係
 - ・ 通常の施工時間帯で予定している。
 - ・ 関係機関等との協議はすべて完了している。
 - ・ 他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていない。
 - ・ 余裕工期は見込んでいない。
 - ・ 地下埋設物等の調査は、すべて完了している。
- 2) 用地関係
 - ・ 工事区域の用地取得については、すべて完了している。
 - ・ 本工事における借地は予定していない。
- 3) 公害関係
 - ・ 工事に伴う公害防止(騒音・振動・粉塵・排出ガス等)については、特段考慮していない。
 - ・ 水替、濁水処理等は特段考慮していない。
 - ・ 事業損失に係わる事前調査等は考えていない。
- 4) 安全対策関係
 - ・ 公共・公益施設(鉄道、ガス、電気、電話、水道等)からの施工上の制約はない。
 - ・ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。
- 5) 工事道路関係
 - ・ 資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者(地元住民等)等からの制限は受けていない。
- 6) 仮設備関係
 - ・ 本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。
- 7) 建設副産物関係
 - ・ 別紙による。
- 8) 工事支障物件等
 - ・ 工事区域の占用等の支障物件については、地上、地下すべて移転を完了している。

9) 薬液注入関係

- ・薬液注入工法の施工予定はない。

10) その他

- ・工事中資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- ・現場発生品及び支給品等はない。
- ・関係機関・自治体等との近接施工は無い。
- ・新技術・新工法・特許工法は予定していない。
- ・本工事においては、引渡前に部分使用は予定していない。
- ・用水の取水については、特段考慮していない。

第3章 その他

第1項 県産品資材の優先使用

佐賀県リサイクル認定製品に登録されている、熔融スラグ入りコンクリート二次製品に該当する規格については、その製品を原則使用すること。また、認定製品の登録状況により元請業者から新材使用の協議があった場合は、工事打合せ簿により監督員の承諾を得るものとする。

第2項 三者調整会について

施工に当たって発生する技術的諸問題の解決を図るため、三者（発注者、受注者（施工者）、設計者）のいずれかの者の要望に応じ、統括監督員（担当課長）がその必要を認めるときに設置するものとする。

なお、この会での調整事項は次の事項とする。

- ・設計図書と現地との不整合等の確認
- ・設計条件、設計時の不確定要素の確認
- ・その他、施工にあたって技術的に留意すべき事項の確認

※ 調整会の費用について

この調整会開催に係る設計者及び発注者に対する費用は、発注者が負担する。受注者（施工者）に対する費用は、工事打合せに含まれるため施工者の負担とする。

第3項 ワンデーレスポンスについて

- 1) この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは現場の問題発生に対する迅速な対応の実施をいい、受注者からの工事打合せによる質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- 2) 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- 3) 受注者は監督職員に対し、漠然と相談や質問をするのではなく、必要最小限の「判断材料」及び、「理由」を揃えること。後に、追加資料を求める場合がある。
- 4) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに書面にて監督職員へ報告すること。
- 5) 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第4項 電子納品について

- 1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子成果品とは、「電子納品運用ガイドライン(佐賀県県土整備部)」及び国土交通省等の「工事完成図書(土木設計業務等)の電子納品要領(以下、「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2) 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部、紙成果品を1部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、国土交通省等の「電子納品運用ガイドライン【土木工事編(業務編)】」を参考にするものとする。
- 3) 検査帳票を電子データとする場合は「電子納品運用ガイドライン(佐賀県県土整備部)」に基づいて作成した電子検査帳票を電子媒体(CD-R)で1部提出する。
- 4) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。また、検査帳票についても同様の取り扱いとする。
- 5) 電子データで提出する電子成果品及び電子検査帳票の押印(印影)の取り扱いは、電子納品ガイドラインによることとする。
- 6) 受注者は、本工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付する。
また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議しその指示を受けなければならない。

第5項 建設業退職金共済制度の加入について

○佐賀県 県土整備部、農林水産部及び地域交流部土木工事等共通仕様書第1章第48節第3項
受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金納付書の写しを工事請負契約締結後1ヵ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

(※注1)

上記の仕様については、以下の取り扱いとする。

- 1) (※注1):「及び工事完成時」とは、工事契約締結当初は、工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という)の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内(契約締結後1ヵ月)に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注者に申し出たときはこの限りではない。
- 2) 請負契約額の増減変更があった場合において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。
また、購入しなかった場合は、その理由を書面より申し出ること。
- 3) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること。
又は、建退共制度の掛け金相当額を下請代金中に算入し、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- 5) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者において事務処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

- 6) 受注者は発注者から、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求められた場合には提出すること。

第6項 個人情報の取扱いについて

本工事により知り得た個人情報については、本工事の施工のためだけに使用するものとし、それ以外の目的に使用することを禁ずる。

また、個人情報が記載された書類、図面等については、受注者において厳正に管理し、廃棄を行う場合においては、外部に漏洩することがないように適切に処理すること。

第7項 「設計変更会議」の設置

本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性及び設計変更等に伴う工事中止等の判断の協議を行う場として開催する「設計変更会議」の設置対象工事である。

なお、「設計変更会議」への参加については、「設計変更会議実施要領」による。

第8項 提案(工事特性・創意工夫・社会性等)について

受注者は、当該工事において、佐賀県土木工事成績評定要領 別表-1,2に示す考査項目の「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関して提案するものがあれば、工事打合簿等の書式で実施状況(提出様式-1,2)により提出することができる。

- ・提案する案件は、着工前に必ず発注者側と打合せを行うこと。
- ・着工前の打合せ及び実施後の最終的な提案に際し、実施状況(提出様式-1,2)を提出する。
- ・最終的な提案の期限は工事完了時までとし、その内容は明確に記載するとともに必要な資料を添付すること。
- ・事前打合せした案件の全てが評価されるとは限らないことに留意すること。また、内容や効果等の記載が不適切なものは評価しない。

第9項 施工計画書の簡略化について

土木工事等共通仕様書第6節にある「受注者は維持管理工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略する事ができる。」の取扱いについては下記のとおりとする。

- ・対象: 建設工事(建築工事を除く)及び業務委託(道路や河川の維持管理業務等)
- ・対象工事と施工計画書記載必須項目

対象工事	施工計画書に記載する必須項目
請負額250万円未満の工事	安全管理、施工体制台帳、緊急時の体制及び対応、再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理方法、計画工程表 その他(法律等で提出が義務づけられている書類等)
請負額250万円以上で土木工事 検査要領第9条に規定されている 維持工事等	安全管理、施工体制台帳、緊急時の体制及び対応、再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理方法、計画工程表、主要資材 その他(法律等で提出が義務づけられている書類等)

※各工事(業務)において、必須項目以外に必要な項目については、監督員の指示により追記する。

※受注者が必須項目以外を記載することを制限するものではない。

第10項 情報共有システムについて

受注者は、情報共有システム(ASP方式)を利用する場合、監督員に使用するシステム、パスワードなどシステム使用に必要な情報を打合せ簿で提出する。

なお、利用にあたっては、「情報共有システム運用ガイドライン」に基づき行う。

第11項 上記によらない特記事項について

別添の特記仕様書による。

公共工事建設副産物(建設発生土)特記仕様書

本特記仕様書は、セツ釜地区自然公園等施設整備事業工事(柵工)に適用する。

◎公共工事建設副産物処理について

1. 処理条件は下記のとおりとする。

	処理の区別 (下記より選択)	運搬数量 (%, t)	運搬距離 片道 L(km)	運搬先所在地	処理施設名称等 (公共工事の場合は 工事名)
コンクリート塊	任意	5m3	8.4km		
アスファルト・ コンクリート塊					
建設発生木材	任意	57m3	12.8km		
その他(具体的:)					
建設発生土	任意	33m3	5km		

イ:{A:自ら利用(現場内利用)・B:中間処理施設・C:最終処分場}への搬出及び{指定・任意}処分を記入

※コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は、建設リサイクル法第16条により最終処分はできない。

2. 処理条件に変更が生じた場合は、発注者、受注者の協議により設計変更する。

3. 建設発生土を処分する場合は、着工前、完了後について以下の資料を提出すること。

(1) 着工前

○再生資源利用〔促進〕計画書(様式-1、2)

○任意処分の場合は、「発生土処分地に関する関係法律のチェックリスト」(様式-8)

○「着工前」建設発生土管理チェックリスト(様式-9)

(2) 完了後

○再生資源利用〔促進〕実施書(様式-1、2)

○発生土搬出管理表(様式-11)

○発生土処分終了報告書(様式-12)

○土量・写真管理資料

※再生資源利用計画書及び実施書は建設副産物情報交換システム(コブリス)で入力すること。

※建設リサイクル法に基づく通知が必要な工事については、計画書を入力した後、メールで入力完了の報告を行うこと。なお、詳細については、県HP「建設リサイクル法に基づく11条通知の電子化試行について」を参照すること。

◎公共工事再生資材使用について

1. 再生資材の種類、使用数量

再生資材の種類、規格	設計数量(m3)
クラッシャーラン 再C-40	54m3

2. 条件の変更: 処理条件に変更が生じた場合は、発注者、受注者の協議により設計変更する。

3. 再生資材使用における施工管理については、新規材使用の場合と同様にする。ただし、再利用施設からの材料の搬入については「再生資材利用確認表」(様式-13)を品質管理書類等に添付するものとする。

概算数量発注方式に関する特記仕様書

本特記仕様書は、七ツ釜地区自然公園等施設整備事業工事(柵工)に適用する。

1. 本設計は、(概算数量発注方式・一部概算数量発注方式)により積算したものである。なお、概数で扱う項目については次のとおりとする。

項 目	単 位	数 量
転落防止柵	m	478.5
転落防止柵基礎工(土砂)	箇所	120
転落防止柵基礎工(岩)	箇所	120
立入防止柵	m	591.6
立入防止柵基礎工(土砂)	箇所	148
立入防止柵基礎工(岩)	箇所	148
柵撤去積込運搬(コンクリート殻)	m ³	5
柵撤去積込運搬(木くず)	m ³	57
柵撤去処分費(コンクリート殻)	m ³	5
柵撤去処分費(木くず)	m ³	57

変更設計数量は「施工計画図書」及び協議資料により確定するものとする。

2. 受注者は、監督員と現場立会を行ってから、すみやかに「測量計画書」を作成し提出する。また、その計画書に基づき現地調査、測量を行い、「施工計画図書」を作成するものとする。
3. 測点設置個所は、起点、終点、各No測点及び変化点とする。なお、基本的な測点間隔は、●mとする。
＜参考＞横断箇所の最大間隔 道路・河川関係20m～50m(九地整 設計要領)
4. 受注者は、作成した「施工計画図書」を監督員に提出し、承認を得なければならない。
5. 受注者は、承認された「施工計画書」に基づき工事を実施する。なお、その後工事内容に変更が生じた場合は、工事打合簿でその旨報告する。
6. 第2項目でいう「測量計画書」とは、「施工計画図書」を作成する為に必要な現地測量等に係る計画だけを記載した計画書をいう。
7. 第2項～第5項でいう「施工計画書」とは、監督員が提示した設計図書及び現場立会に基づき、受注者が現場調査、測量を行い、この結果をまとめた下記の図書をいう。
(ア) 平面図、縦横断図、構造図、展開図等の計画図面
(イ) 構造物、土工、仮設工等の計画数量計算書
(ウ) 以上の結果に基づく施工計画書
8. 「測量計画書」及び「施工計画書」の作成に要する費用は、共通仮設費率内の準備費と技術管理費(現場調査、測量、丁張設置に要する費用)に含まれるため、別途積上げはしない。
9. 受注者は、本工事に関して疑義が生じた場合には、その都度監督員に連絡、協議し、承認若しくは指示を受けなければならない。

自社施工に関する特記仕様書

本特記仕様書は、七ツ釜地区自然公園等施設整備事業工事(柵工)に適用する。

本工事は「佐賀県自社施工適正実施要領」に定める自社施工(自社技術者等による施工)を義務付ける。

本工事において自社施工を義務付ける対象工種は、「佐賀県自社施工適正実施要領」別表「対象工種(第2欄)」の「ガードレール工(機械打込)」、当該工事の「柵工」である。